

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

・人口構造

西東京市（以下「市」という。）は、東京都の西北部、都心より約 20 km に位置し、都心との近接性や交通利便性を背景に、高度成長期には、人口が急激に増加し、住宅を中心とした都市が形成されてきた。本市の人口は、増加傾向にあるが、将来人口は、平成 32 年をピークとして緩やかに減少を始めると予測されている。

・産業構造及び中小企業者の実態

市内の製造品出荷額の推移については、次のとおりである。

（単位：金額 万円）

年度	出荷額
平成 23 年度	10,463,002
平成 24 年度	12,354,017
平成 25 年度	10,776,266
平成 26 年度	7,846,471
平成 27 年度	8,841,566

また、経済センサスに基づく、市内事業所数及び従業者数の推移については、次のとおりである。

産業分類	平成 24 年現在 (H24. 2. 1)		平成 26 年現在 (H26. 7. 1)	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
建設業	507	3,895	492	3,866
製造業	180	2,965	176	1,876
電気・ガス・熱供給・水道業	2	21	2	31
情報通信業	90	995	84	1,343
運輸業、郵便業	50	2,197	51	2,029
卸売業、小売業	1,252	10,359	1,257	10,291
金融業、保険業	73	1,076	69	962
不動産業、物品賃貸業	460	1,918	493	1,907
学術研究、専門・技術サービス業	209	792	223	863
宿泊業、飲食サービス業	723	5,453	735	5,454

教育、学習支援業	236	3,157	309	4,093
医療、福祉	534	8,021	699	10,773
	4,316	40,849	4,590	43,488

このように、市内の企業については、事業所数及び従業者数ともに増加傾向にあるが、一方で製造品出荷額が減少傾向にある。さらに、人手不足及び後継者不足等の課題にも直面している。

産業分類としては、「学術研究、専門・技術サービス」「教育、学習支援業」「医療福祉」などで、事業所数が増加している。また、農業については、農地の減少が続く中、少量多品目生産により、幅広いニーズに対応する野菜、果樹、花卉、植木の生産が行われている。

このような中、本市はこれまで市内中小企業者に対する独自の支援策として、西東京市中小企業事業資金融資あっせん制度事業等を講じてきたが、引き続き、市内中小企業の生産性の向上により、事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

本市は、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づき、本計画を策定することにより、市内中小企業者の先端設備等の導入を促すものとする。このことにより、都内において設備投資が活発な自治体の1つとなり、多摩地域の中核都市として、さらなる経済発展を進めることを目指す。

なお、本計画に基づき認定する本市の先端設備等導入計画数の目標は、年間3件とする。

(3) 労働生産性に関する目標

本市の中小企業者は、近年の情報技術の分野における急速な技術革新の進展、産業構造及び国際的な競争条件が著しく変化していること等を踏まえ、産業の生産性の向上を短期間に実現するための措置を早急に図る必要がある。

西東京市は、本計画に基づき、先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均3パーセント以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

全ての市内企業が地域に根ざし、広く市民から必要とされる産業の担い手となることを目指すべきであることから、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項で定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、市内の5駅周辺、幹線道路沿い、開発に伴う住宅増加エリアと、広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、西東京市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、農業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が西東京市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年平均3パーセント以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組みについては、本計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては、本計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・市税を滞納している者については、本計画の認定の対象としない。